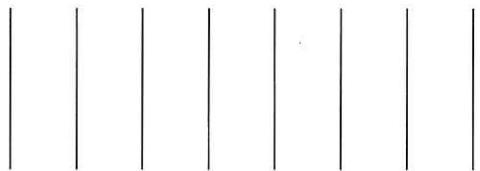
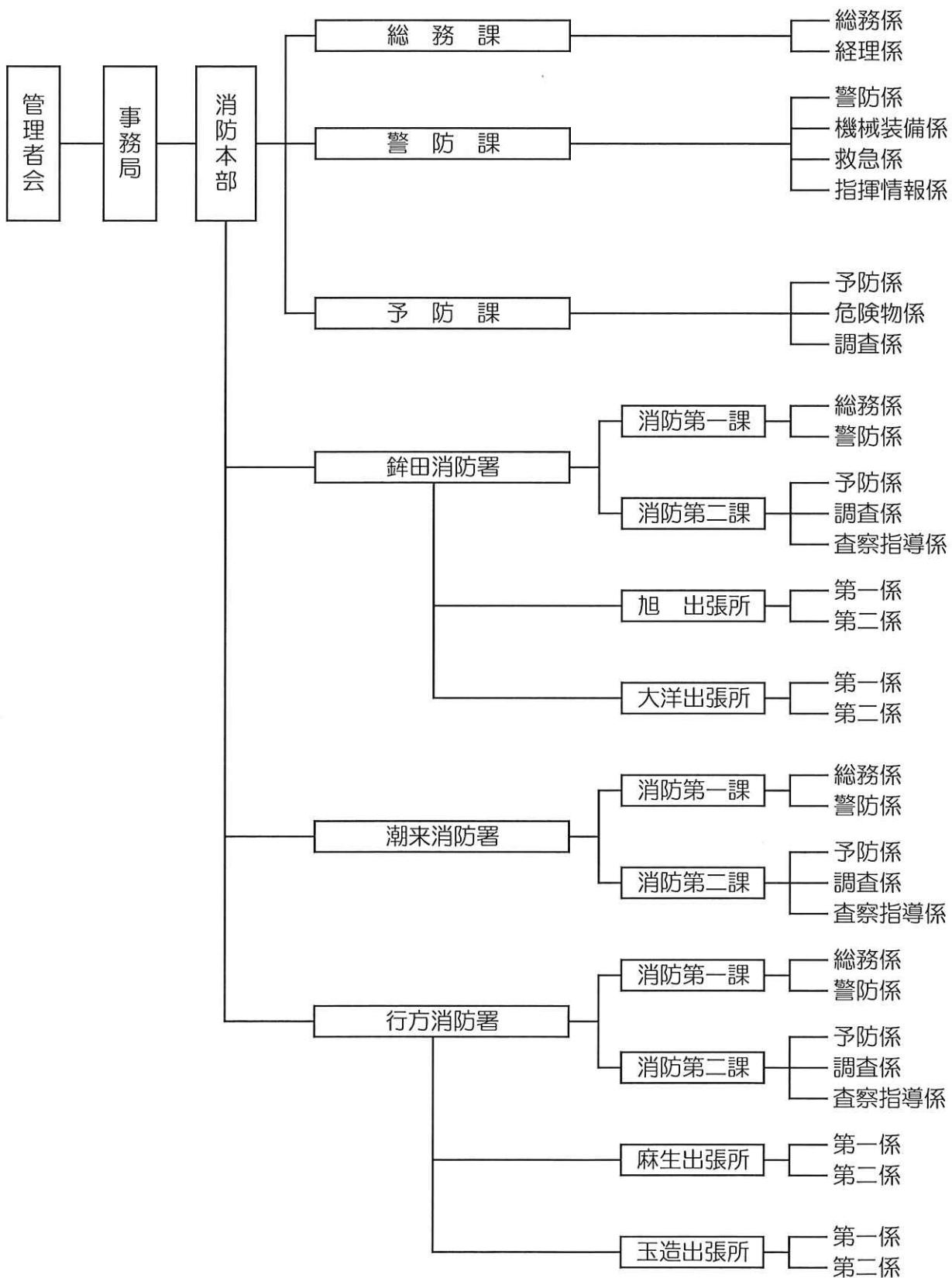


總務關係



## 消防本部・消防署行政組織図



## 消 防 本 部 事 務 分 掌

課名	係名	分担事務
総務	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 儀式、行事及び会議に関すること。</li> <li>(2) 公印に関すること。</li> <li>(3) 文書に関すること。</li> <li>(4) 渉外に関すること。</li> <li>(5) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。</li> <li>(6) 証明事務に関すること。</li> <li>(7) 消防例規に関すること。</li> <li>(8) 消防報道に関すること。</li> <li>(9) 庁史に関すること。</li> <li>(10) 消防事務の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>(11) 組織及び制度に関すること。</li> <li>(12) I T化の推進に関すること。</li> <li>(13) 任用、賞罰、服務及びその他身分に関すること。</li> <li>(14) 勤務評定及び人事記録に関すること。</li> <li>(15) 教養及び研修に関すること。</li> <li>(16) 安全及び衛生に関すること。</li> <li>(17) 公務災害補償に関すること。</li> <li>(18) 職員の健康管理に関すること。</li> <li>(19) 職員の相談に関すること。</li> <li>(20) 給与及び諸手当に関すること。</li> <li>(21) 福利厚生に関すること。</li> <li>(22) 消防職員委員会に関すること。</li> <li>(23) 茨城県市町村職員共済組合に関すること。</li> <li>(24) 消防年報に関すること。</li> <li>(25) その他、他の課及び係に属さないこと。</li> </ul>
課	経理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算、決算及び会計に関すること。</li> <li>(2) 起債及び補助金に関すること。</li> <li>(3) 物品の出納管理及び契約に関すること。</li> <li>(4) 給貸与品に関すること。</li> <li>(5) 費用弁償に関すること。</li> <li>(6) 消防用財産の取得、管理及び処分に関すること。</li> <li>(7) 庁舎施設の維持管理に関すること。</li> <li>(8) 工事に関すること。</li> <li>(9) 鹿行消防職員互助会に関すること。</li> <li>(10) その他、経理に関すること。</li> </ul>

課名	係名	分担事務
防 警 課	警防係	(1) 消防計画の策定に関すること。 (2) 水・火災等の警戒防ぎよに関すること。 (3) 訓練及び演習の計画指導に関すること。 (4) 消防地理水利に関すること。 (5) 消防相互応援協定に関すること。 (6) 災害現場指揮及び現場支援に関すること。 (7) 国民保護法制に関すること。 (8) 消防団との連絡調整に関すること。 (9) 震災対策に関すること。 (10) 災害等の被害調査に関すること。 (11) 救助活動に関すること。 (12) 緊急消防援助隊に関すること。 (13) 特殊灾害対策に関すること。 (14) その他、課内他の係に属さないこと。
		(1) 消防機械器具の配置に関すること。 (2) 消防機械器具の企画及び改善に関すること。 (3) 消防装備に関すること。 (4) 救急用資器材の整備及び維持管理に関すること。 (5) 機関員の技能管理に関すること。 (6) 消防車両等の事故に関すること。 (7) その他、消防機械器具及び消防装備に関すること。
		(1) 救急活動に関すること。 (2) 医療機関との連絡調整に関すること。 (3) 応急手当の普及に関すること。 (4) メディカルコントロール協議会に関すること。 (5) 救急医薬品に関すること。 (6) 救急隊員の救急技術の向上に関すること。 (7) 救急訓練及び活動基準に関すること。 (8) 救急統計に関すること。 (9) その他救急業務に関すること。
		(1) 災害発生通報の受け付け及び出場指令に関すること。 (2) 消防部隊の運用及び救急管制に関すること。 (3) 気象情報の収集及び伝達に関すること。 (4) 災害時の関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 火災警報及び消防情報に関すること。 (6) その他通信指令に関すること。 (7) 通信施設等の維持管理に関すること。 (8) 災害通信の運用及び通信統制の指導に関すること。 (9) 救急医療情報システムの運用に関すること。 (10) 防災行政無線の運用に関すること。 (11) ひとり暮らし老人等緊急通報システムに関すること。 (12) 通信統計に関すること。

課名	係名	分担事務
予防課	予防係	(1) 火災予防の措置命令に関すること。 (2) 建築確認の同意に関すること。 (3) 消防用設備等に関すること。 (4) 火災予防条例に関すること。 (5) 防炎表示者認定の意見書に関すること。 (6) 防火思想の普及に関すること。 (7) 消防広報及び広聴に関すること。 (8) 査察指導に関すること。 (9) 違反処理に関すること。 (10) 防火管理制度に関すること。 (11) 防火対象物定期点検報告制度に関すること。 (12) 表示制度に関すること。 (13) 民間防火組織の育成指導に関すること。 (14) 予防の統計に関すること。 (15) その他、課内他の係に属さないこと。
	危険物係	(1) 危険物製造所等の許認可及び検査に関すること。 (2) 危険物関係届出の処理に関すること。 (3) 危険物製造所等の査察指導及び違反処理に関すること。 (4) 液化石油ガス販売事業の意見書に関すること。 (5) 危険物の統計及び報告に関すること。 (6) その他、危険物に関すること。
	調査係	(1) 火災原因の調査に関すること。 (2) 火災損害の調査に関すること。 (3) 火災の統計に関すること。 (4) 火災の報告に関すること。 (5) 火災調査技術の指導に関すること。 (6) 火災調査資料の収集に関すること。

## 消 防 署 事 務 分 務

課名	係名	分担事務
消 防 第 一 課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行事及び会議に関すること。</li> <li>(2) 公印に関すること。</li> <li>(3) 文書に関すること。</li> <li>(4) 渉外に関すること。</li> <li>(5) 消防報道に関すること。</li> <li>(6) 署史に関すること。</li> <li>(7) 証明事務に関すること。</li> <li>(8) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。</li> <li>(9) 職員の健康管理に関すること。</li> <li>(10) 公務災害補償に関すること。</li> <li>(11) 諸手当に関すること。</li> <li>(12) 消防職員委員会に関すること。</li> <li>(13) 福利厚生に関すること。</li> <li>(14) 勤務評定及び人事記録に関すること。</li> <li>(15) 職員の配置,表彰,服務及びその他身分に関すること。</li> <li>(16) 教養及び研修に関すること。</li> <li>(17) 事務事業等の計画及び総合調整に関すること。</li> <li>(18) 予算及び経理に関すること。</li> <li>(19) 職員の費用弁償に関すること。</li> <li>(20) 物品の出納管理に関すること。</li> <li>(21) 庁舎施設の維持管理に関すること。</li> <li>(22) 鹿行消防職員互助会に関すること。</li> <li>(23) 職員の給貸与品に関すること。</li> <li>(24) その他,他の係に属さないこと。</li> </ul>
	警防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水・火災等の警戒防ぎに関すること。</li> <li>(2) 訓練及び演習に関すること。</li> <li>(3) 消防地理水利の調査に関すること。</li> <li>(4) 国民保護法制に関すること。</li> <li>(5) 消防団との連絡調整に関すること。</li> <li>(6) 震災対策に関すること。</li> <li>(7) 災害等の被害調査に関すること。</li> <li>(8) 救助活動に関すること。</li> <li>(9) 緊急消防援助隊に関すること。</li> <li>(10) 特殊災害対策に関すること。</li> <li>(11) 気象観測に関すること。</li> <li>(12) 消防機械器具の運用及び維持管理に関すること。</li> <li>(13) 消防通信施設の運用及び維持管理に関すること。</li> <li>(14) 機関員の技能に関すること。</li> <li>(15) 消防車両等の事故に関すること。</li> </ul>

消防第一課	警防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(16) 救急活動に関すること。</li> <li>(17) 医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(18) 応急手当の普及に関すること。</li> <li>(19) メディカルコントロール協議会に関すること。</li> <li>(20) 救急医薬品に関すること。</li> <li>(21) 救急隊員の救急技術の向上に関すること。</li> <li>(22) 救急用資器材の維持管理に関すること。</li> <li>(23) 救急医療情報システムの運用に関すること。</li> <li>(24) 救急の統計に関すること。</li> <li>(25) その他救急業務に関すること。</li> </ul>
消防第二課	予防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築確認の同意に関すること。</li> <li>(2) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。</li> <li>(3) 予防関係申請及び各種届出の処理に関すること。</li> <li>(4) 消防法令適合通知書等の交付に関すること。</li> <li>(5) 危険物に関すること。</li> <li>(6) 防火思想の普及に関すること。</li> <li>(7) 消防広報及び広聴に関すること。</li> <li>(8) 民間防火組織の育成指導に関すること。</li> <li>(9) 事業所等の訓練指導に関すること。</li> <li>(10) 予防の統計に関すること。</li> <li>(11) その他予防業務に関すること。</li> </ul>
	査察指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災予防の措置命令に関すること。</li> <li>(2) 査察指導及び違反処理に関すること。</li> <li>(3) 違反対象物の公表に関すること。</li> <li>(4) 防火管理制度に関すること。</li> <li>(5) 防火対象物、防火管理定期点検報告の処理に関すること。</li> <li>(6) 消防用設備等点検報告の処理に関すること。</li> <li>(7) 防火基準適合表示制度に関すること。</li> <li>(8) 防火対象物の実態調査に関すること。</li> <li>(9) 査察計画及び査察関係の統計に関すること。</li> </ul>
	調査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災原因及び損害の調査に関すること。</li> <li>(2) 火災の統計に関すること。</li> <li>(3) 火災の報告に関すること。</li> <li>(4) 火災調査資料の収集に関すること。</li> </ul>

## 出張所事務分掌

第一係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 文書の收受,保存に関すること。</li><li>(2) 庁舎の維持管理に関すること。</li><li>(3) 物品の出納管理に関すること。</li><li>(4) 職員の福利厚生,教養訓練,服務に関すること。</li><li>(5) 職員の諸手当に関すること。</li><li>(6) 火災,災害等の警戒及び防御活動に関すること。</li><li>(7) 消防地理水利に関すること。</li><li>(8) 消防団の訓練指導に関すること。</li><li>(9) 訓練に関すること。</li><li>(10) 救急活動に関すること。</li><li>(11) 通信機器の運用及び維持管理に関すること。</li><li>(12) 車両並びに機械器具の維持管理に関すること。</li><li>(13) その他,他の係に属さないこと。</li></ul>
第二係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関すること。</li><li>(2) 防火指導及び防火相談に関すること。</li><li>(3) 査察指導に関すること。</li><li>(4) 火災原因及び損害(火災調査規程別記第1火災処理基準3号処理に該当する火災)の調査に関すること。</li></ul>

**職員定数及び実数並びに配置状況**

(令和5年4月1日現在)

階級別 所属別	合計	消防吏員								事務職員
		消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
定員数	226									
消防長事務取扱	※1	※1								
総務課	9		1	1	1	3	1	2		
警防課	20		1	1	5	7	2	3	1	
予防課	6			2	1	3				
指令センター派遣	3				2	1				
県防災航空隊派遣	1					1				
計	39	※1	2	4	9	15	3	5	1	
鉢田消防署										
署長	1			1						
副参事兼第一課長	1			1						
第二課長	1				1					
総務係	12				1	1	2	3	5	
警防係	10				1	2	2	4	1	
予防係	6					2	1	2	1	
査察指導係	6				1	2	1	1	1	
調査係	6					2	3		1	
計	43			2	4	9	9	10	9	
旭川消防署										
所長	1				1					
第一係	6				1	1	2	1	1	
第二係	5					2	2		1	
計	12				2	3	4	1	2	
大洋出張所										
所長	1				1					
第一係	6				1		2	1	2	
第二係	5				1	2	1	1		
計	12				3	2	3	2	2	
潮来消防署										
署長	1			1						
副参事兼第一課長	1			1						
第二課長	1				1					
総務係	9				1	1	3	1	3	
警防係	8					3	1	2	2	
予防係	8				1	2	2	2	1	
査察指導係	8				1	1	2	4		
調査係	6					3	1	1	1	
計	42			2	4	10	9	10	7	
行方消防署										
署長	1			1						
副参事兼第一課長	1			1						
第二課長	1				1					
総務係	10				1	2	3	2	2	
警防係	8					3	2	2	1	
予防係	8				1	2	2	1	2	
査察指導係	8				1	1	2	2	2	
調査係	6				1	1	2	2		
計	43			2	5	9	11	9	7	
麻生出張所										
所長	1				1					
第一係	6					3	1	1	1	
第二係	5				1		2	2		
計	12				2	3	3	3	1	
玉造出張所										
所長	1				1					
第一係	6					2	1	1	2	
第二係	5				1	2	2			
計	12				2	4	3	1	2	
実員合計	215	※1	2	10	31	55	45	41	31	

## 消防職員の階級別年齢状況

(平成5年4月1日現在)

階級 年齢	合計	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士	消防長	消防副士長	消防士	事務職員
~ 19歳	3									3	
20歳 ~ 24歳	27									3	24
25歳 ~ 29歳	38								3	31	4
30歳 ~ 34歳	40							33	7		
35歳 ~ 39歳	30						21	9			
40歳 ~ 44歳	41					9	32				
45歳 ~ 49歳	23				5	16	2				
50歳 ~ 54歳	10			1	4	5					
55歳 ~ 59歳	3	※1	1	1	1						
合計	215	※1	2	10	31	55	45	41	31		
平均年齢					35.14歳						

※ 消防長事務取扱(鉢田市長)

## 消防職員の階級別勤続年数

(令和5年4月1日現在)

階級 年数	合計	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士	消防長	消防副士長	消防士	事務職員
~ 4年	22	※1								3	19
5年 ~ 9年	57								10	35	12
10年 ~ 14年	39							5	31	3	
15年 ~ 19年	28						24	4			
20年 ~ 24年	42				1	16	25				
25年 ~ 29年	9				2	6	1				
30年 ~	18		2	7	9						
合計	215	※1	2	10	31	55	45	41	31		

※ 消防長事務取扱(鉢田市長)

**消防職員の教育状況**

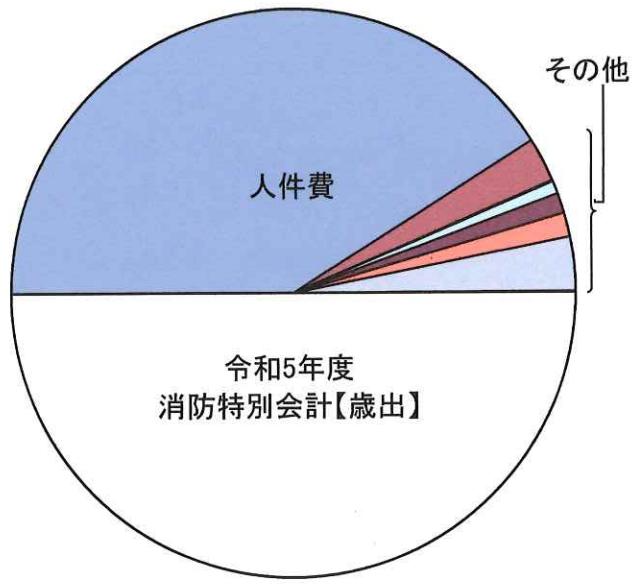
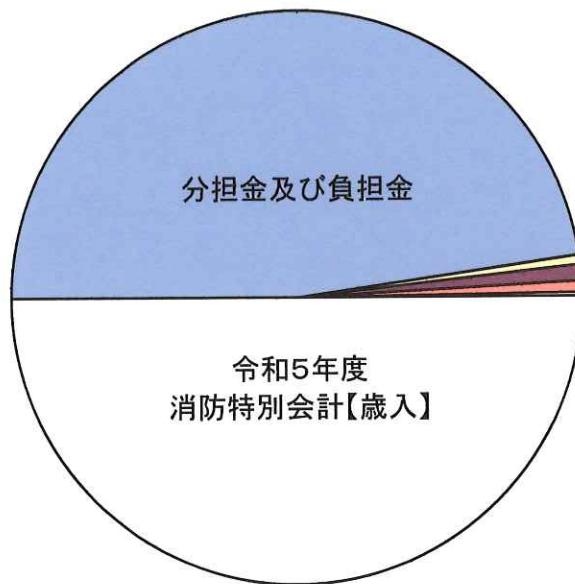
(令和5年4月1日現在)

年度別 教育名		S50～H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	合計
消 防 大 学 校	新任消防長科	0	1					1
	幹部科	1		1				2
	警防科	3			1			4
	予防科	2					1	3
	救急科	2						2
	救助科	5						5
	危険物科	1						1
	火災調査科	3						3
救 命 士	指導救急救命士養成研修	3	1	1	1			6
	救急救命士新規養成研修	34	2	2	1	3	2	44
茨 城 県 立 消 防 大 学 校	初任教育	254	18	8	6	3	2	291
	専 科 教 育	警防科	16	1	1	1	1	21
		予防监察科	22		1		1	24
		危険物科	16	1		1		19
		火災調査科	72	1	1	1	1	77
		救急普通課程	74					74
		救急II課程	51					51
		救急科	141	5	10	4	7	174
		救助科	50	1	1	1	1	55
		特殊災害科	33	1	1		1	37
	幹 部 教 育	初級幹部科	13					13
		中級幹部科	16					16
		上級幹部科	10					10
	特 別 教 育	水難救助課程	5	1	1	1	1	10
		操法指導研修会	31	1	1		1	34
		気管挿管講習会	2					2
		薬剤投与講習会	5					5
合 計		865	34	29	18	19	19	984

## 令和5年度消防特別会計当初予算の状況

歳入		
分担金及び負担金	1,841,412 千円	95.4%
その他	使用料及び手数料	885 千円 0.1%
	県支出金	19,758 千円 1.0%
	財産収入	19 千円 0.0%
	繰入金	35,000 千円 1.8%
	繰越金	25,000 千円 1.3%
	諸収入	8,067 千円 0.4%
	組合債	0 千円 0.0%
合計	1,930,141 千円	100.0%

歳出		
人件費	1,584,116 千円	82.1%
その他	物件費	98,041 千円 5.1%
	維持補修費	2,500 千円 0.1%
	扶助費	28,345 千円 1.5%
	補助費等	43,646 千円 2.2%
	普通建設事業費	52,410 千円 2.7%
	積立金	20 千円 0.0%
	公債費	119,063 千円 6.2%
予備費	2,000 千円 0.1%	
合計	1,930,141 千円	100.0%

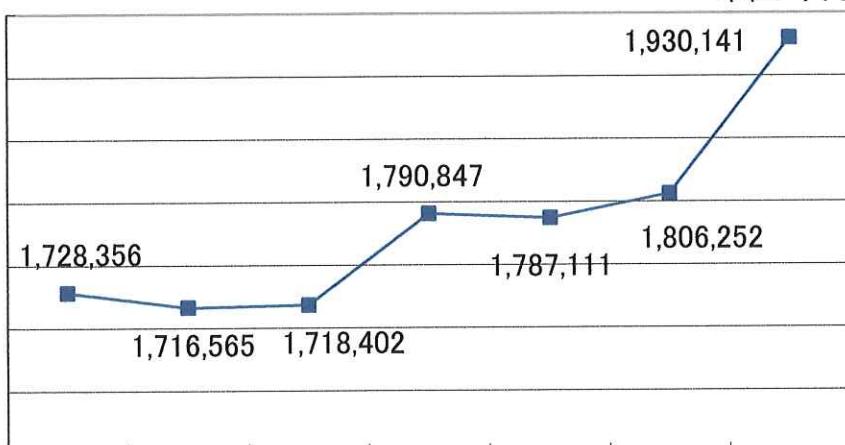


## 人口・世帯当たりの消防費

区分	消防歳出予算額	消防費	
		人口1人当たり	1世帯当たり
平成29年度	1,829,816 千円	15,948 円	41,581 円
平成30年度	1,794,270 千円	15,873 円	40,752 円
令和元年度	1,852,582 千円	16,542 円	41,570 円
令和2年度	1,936,394 千円	17,519 円	43,046 円
令和3年度	1,919,930 千円	17,597 円	42,339 円
令和4年度	1,878,375 千円	17,583 円	41,946 円
令和5年度	1,930,141 千円	18,202 円	42,176 円

## 負 担 金 の 推 移

単位:千円



平成 29 平成 30 令和 元 令和 2 令和 3 令和 4 令和 5 年度

構成市	3年度	4年度	5年度
	千円	千円	千円
潮来市	456,349	461,659	467,385
行方市	595,041	595,651	612,835
鉾田市	735,721	748,942	761,192
合計	1,787,111	1,806,252	1,841,412

## 構成市の令和4年度消防財政状況

項目 区分	令和4年度 一般会計 当初予算額 (A)	令和4年度 消防費 当初予算額 (B)	比較 (B) / (A) × 100	令和3年度 消防費基準 財政需要額 (C)	令和4年度 広域消防負担 金及び負担率 (D)	比較 (D) / (C) × 100	基準財政需要 額と消防費予算 額との比較 (B) / (C) × 100
潮来市	千円 13,056,000	千円 1,038,149	% 7.95%	千円 468,867	千円 456,349 25.54%	% 97.33%	% 221.42%
行方市	17,090,000	1,417,619	8.30%	614,779	595,041 33.30%	96.79%	230.59%
鉾田市	21,998,000	1,948,023	8.86%	760,978	735,721 41.17%	96.68%	255.99%
合計	52,144,000	4,403,791	(平均) 8.37%	1,844,624	1,787,111 100.00%	(平均) 96.93%	(平均) 236.00%